

写

報告書

令和2年3月30日（月）に開催された「10年目までの議員向けセミナー」を受講（資料及び音声データ取り寄せによる）したので、その概要を下記のとおり報告いたします。

令和2年4月24日

名取市議会議長 長南 良彦 様

会派名 名和会
代表 大友 康信



記

1 研修日 令和2年3月30日（月）

2 受講者 セミナー1 板橋 美保
セミナー2 大友 康信

3 研修内容 別紙のとおり

4 所感 別紙のとおり



研修内容

10年目までの議員向け特別セミナー I II

～議員20年の経験から語る基礎講座～ 大阪2020330

新型コロナウィルス感染防止のため、大阪で開催された講座の資料を取寄せ
て受講した。

セミナーは二部で構成されており、進め方についてはつぎのとおりである。

第一部

- (1) 初当選議員が失敗するポイント
- (2) 一般質問を初めてするときに押さえなければならない要点
- (3) 先輩議員に質問のことを聞いてはいけない理由

第二部

- (1) 私の20年の経験から見る議員と職員のあり方
- (2) 他の議員を出し抜く議員活動のための情報の取り方
- (3) 2000人以上の議員向けセミナーで多い私が受けた質問

講師プロフィール

宮本正一

1967年大阪府生まれ

ボストン・ウェントワース工科大学卒業後、神戸大学経営大学院でMBA(経営学修士)
大阪市立大学大学院医学研究科で医学博士号(公衆衛生学)を取得。

現在、「日本公共経営研究所」代表

著書「サービス産業経営論(第7生自治体の経営)」(税務経理協会)

政治略歴

平成7年に27歳で寝屋川市議会議員に無所属で初当選

その後、5期20年議員在任 第54代市議会議長

橋下徹大阪府知事選挙ほか12の選挙対策本部で事務局長を務める。

10年目までの議員向け特別セミナー1

～議員20年の経験から語る基礎講座～

報告担当 板橋 美保

初当選議員が失敗するポイント

○正義のヒーローになろうとする

アリが巨像と戦う戦術

1 同志を募る

- ・会派を作る(INNER PARTY)
 - 2人以上で構成、行動を一にする議会内団体
- ・市域外団体を作る
 - 行動を一にする議会外政治団体

2 情報公開請求を使う

- ・請求権者
 - 市内在住、勤務、通学している人、市内に事務所などを持つ法人など市に税金を納めるか市の事業などに利害関係のある人
- ・請求できる文書
 - 市(実施機関)の職員が作成したり、取得した文書や磁気ディスクなどで、組織的に用いるものとして保有しているもの
- ・実施機関
 - 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、議会

3 住民監査請求を使う

- ・請求権者は、当該地方公共団体の住民
- ・住民とは、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者
- ・法律上の行為能力が認められる限り、法人たると自然人たると、成年者であると未成年者であると、日本国民であると外国人であるとを問わない。
- ・一人で行うこともでき、直接請求のように一定数の連署をもって行う必要なし。
- ・直接請求の一種である事務監査請求(75条)の場合、請求権者は有権者、つまり選挙権を有する者であることが必要、また有権者総数の2%以上の連署を求めている。
- ・住民監査請求を行なった者のみ、住民訴訟の提起可。

4 直接請求を使う

住民直接請求

請求別	必要署名数	請求先	取り扱い
条例の制定または改廃の請求	有権者の50分の1以上	首長	首長が議会にかけ、その結果を公表する。
事務監査の請求	有権者の50分の1以上	監査委員	監査の結果を公表し、議会・首長などにも報告する。
議会の解散請求	有権者の3分の1以上	選挙管理委員会	住民の投票に付し、過半数の同意があれば解散する。
首長・議員・役員の解散請求	有権者の3分の1以上	選挙管理委員会	<議員・首長>住民の投票に付し、過半数の同意があれば職を失う。
	有権者の3分の1以上	首長	<副知事・助役・出納長・収入役・選挙管理委員・監査委員・公安委員・教育委員>議会にかけ、3分の2以上の出席、その4分の3以上の同意があれば職を失う。

○議会のルールに翻弄される

- ・そのルールは何に基づいているのか
⇒法、条例、規則、先例、慣習・要注意
- ・一人会派に不利になつていいいか
⇒議運の輩出委員数、質問時間等
- ・理事者側に有利になつていいか
⇒再質問ルール

○議長を敵に回す

1)質問通告と議長の関係

- ・質問は、議題と関係なく行財政全般にわたる議員主導による政策論議

- ・質問する議員も、受ける執行機関もともに十分な準備が必要
- ・議員は、質問の理論構成を練り、その要旨を議長に通告して原稿作成
- ・議員は、質問要旨を理解して質問と答弁がよくかみあうよう議事進行する義務があるので、通告内容には具体性が必要

2) 質問の大前提

- ・質問は、議長の許可を得て行うので、内容が市町村行政に全く関係ないものは許されない。
- そもそも理事者との関係
- WITH か VS か
⇒与党と野党はあるのか

一般質問をはじめてする時におさえなければならない要点

○質問そのものについて

質問とは

市町村の行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものである。

Question ⇒ 質問、疑い

Inquiry ⇒ 質問、照会

質問の範囲

その市町村の行財政全般である。

具体的には、自治事務、法定受託事務であるを問わず、市町村が処理する一切である。

質問の効果

ただ単に執行機関の所信をただしたり、事実関係を明らかにするだけにとどまるものでは決してない。

所信をただすことによって、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明らかにさせたり、結果としては、現行の政策を変更、是正させあるいは新規の政策を採用させるなどの目的に効果がある。

○あなたの経験から質問を作る

①自分の経験を活かす(詳細)

→自身の肩書きで差別化

・経歴の棚卸しをしているか

⇒当選当初から同じプロフィールになっている

・経歴の仕入れをしているか

⇒当選当初から新しい資格等がない

・光背効果をバカにしてはいけない

⇒優等生が万引きした時の先生の態度

②興味ある分野を

→自分のテンションが継続できる

→百貨店でなくていい

○あなたの公約から質問を作る

①選挙出馬時の公約 ⇒意味

②調査結果の集大成 ⇒視察計画

③選挙出馬前の確認 ⇒公約修正

→総合計画、まち・ひと・しごと戦略等チェック

年間原稿作成シート

	H00年度 6月議会	9月議会	決算委員会	12月議会	H00年度 3月議会
一般質問	学校統廃合				
代表質問					学校統廃合
委員会			学校統廃合		
その他					

先輩議員に質問の事を聞いてはいけない理由

○先輩議員の指導を疑う

- ・その議員の議事録を見てみよう
→質問回数が極端に少くないか
- ・その議員の知識量を確かめよう

⇒いくつかの疑問を投げかける

- ・その議員の職員対応を見てみよう
→課題裁きのお手並み拝見

○忘れてはならない3箇条

- ・議会に先輩後輩はない。
⇒しかし元職は積極的につき合おう
- ・私たちは4年間のパートタイマー
⇒何期かしようと思った時点で…
- ・市長の部下ではなく、有権者の代理人。
⇒いまさらですが二元代表制

○一目置かれる議員の特徴

- ・現場主義を徹底する
- ・担当課と協議が出来る
- ・市域外から情報収集できる

二元代表制再考

- ・議決◎
条例、予算
- ・認定△
決算

年間活動戦略シート

	HOO年度 6月議会	9月議会	決算委員会	12月議会	HOO年度 3月議会
一般質問					
代表質問					
委員会					
その他					
行政視察					

最後に

「政と官」後藤田正晴著

役人は政治家をバカにすることがある。

しかしそれは間違いだ。

政治家は、

多くの人間に自分の名前を書かせるのである。

所 感

議員としての大切なルールや、議員として理解しておくべき基本的事項に加え、その責任や役割について、これから議員活動を支える基礎的な事を学ばせて頂きました。

キャリアの浅い議員向けということもあり、わかりやすい内容であったと思いますが、議員としてのベースづくりに大いに資すると思います。今後の一般質問など、様々な機会に活用していきたいと思います。

第二部『10年目までの議員向け特別セミナーII』

報告者 大友康信

こちらは2期目以降の議員を対象とした内容となっているが、このセミナーに参加した方々は当日開催のセミナー1も受講されていたので重複する部分は割愛されて進められた。

まずははじめに民間の企業経営と公共経営の違いについて、目的と議員の立場の部分で、わかりやすく解説されていた。

民間の企業経営で求められることは、利益の追求であり、1株当たりの利益の最大化が目的である。内部留保せずに配当するため、企業が存続していくために黒字化が求められる。

公共経営においては住民満足度の最大化が目的である。議員はものを言う大株主であり、事業を削減すれば黒字化するが、住民満足度は低下する。つまり収支や公平性のバランスをとりつつ、住民満足度を上げるために、いかに効果的に歳出ができるかが求められるといえる。

1、議員と職員のあり方について

(1) 議員は地域の政治に詳しいおじさんと何が違うのか

崇高な権利を与えられている公人であり、議員ができることや権限は、実は強大である。

- ① 動議を提出できる
- ② 発言権がある
- ③ 表決権がある。

(2) 一般質問の答弁調整のチャンスとは

- ① 課長、係長は現状を把握している専門家。
- ② 答弁の方向性を知る。
- ③ 執行部に人脉をつくる。

2、議員活動のための情報の取り方

(1) 情報集める4つのノウハウとは

- ① 国都道府県からの入手方法

各省庁、県、市のホームページなどで大局を観るようにする。

数値予測にはほぼズレがない、政府統計の総合窓口 e-Stat J-map の活用。

- ② 担当者への直接ダイヤルイン

わかりやすく、やたら丁寧に教えてくれる。

- ③ メディア等からの情報収集では、記者クラブを利用する。

- ④ 定例懇話会の開催、市民向け広報活動を通じて入手する。

ストレッチ運動である辻立ち、有酸素運動であるポスティング、筋トレになる市政報告会を重ねる。

3、2000人以上の議員向けセミナーで多い質問に答えます。

(1) 私の質問はなぜ執行部に受け入れられないのか

- ① 文字数ではなく結論を重視。
- ② 一般質問は背景、幹の設定、項目抽出で質問を構成する。
- ③ 『原稿の木』で整理内容で勝負する

(2) 「検討します」「調査研究します」への切り返しの極意とは。

- ① 「検討します」「調査研究します」と答弁後のN市執行部の動き
部長指示→先進市視察、関係部署聴取
具体策を検討→新規予算検討、次年度廃止など
- ② 答弁マトリクスシート（例）を作成する。
質問項目（学校の統廃合）

登壇者	6月議会	9月議会	決算委員会	12月議会	3月議会
本人	調査研究				●
他議員 A			検討		
他議員 B		検討		具体論	

(3) 要望を確実に具体化する交渉術…元大阪府知事の知恵

- ① ひたすらお願いする、、、、ほか2項目。
- ② 一般質問の後のフォローが大切である。

その他

(4) 選挙に関するマーケティングポイント。 戰略、活動、組み立て、分析法、

- ① フィリップコトナーの STP 戰略
セグメント、ターゲット、年代別では年代の20~30代以降が歩留まりは悪い。
- ② 脳診断コニアグラム 9つのタイプのうち自分がどれか自己分析する。

所 感

今回初めて音声データと紙媒体資料をそれぞれの議員間を回覧して研修する方法をとった。本来であれば現場に出向き生の声を聴き取り質疑することが重要だと考えていたが不要不急の移動を伴わないこと、密閉、密集、密接という三密を回避できること、尚且つ、会派全員がこのセミナーの内容、情報を共有できたことから、今回の受講の方法は新型コロナ感染症の緊急事態宣言下にある対策としては非常に有効な方法であったと考えられる。

今回のセミナーI・IIを通して受講して、これまでの活動や物事の捉え方考え方など、初めて議員となった日から振り返る良い機会となった。これまでの言動や考え方を整理・反省してこれから活動に生かすとともに、議会人として行政運営における発言や一般質問、動議、議決の判断するためには必要な情報と知識を学び、さらなる研鑽を積んでいきたいと決意を新たにした。

研修は緊急対策宣言前であった大阪で開催され、参加者は6名の地方議員である。研修の冒頭ではコロナウィルス感染症対策についての考え方や行動について参加者との意見交換がなされた。地方議会議員の立場はこれからさらに厳しい評価にさらされるだろう。険しい道のりとなるかもしれないが、希望を見つけ出しみんなで苦難を乗り越えていくやりがいを感じることはできるはずである。自ずとすべての地方議員はさらなる研鑽を積まざるを得なくなるのだと考えた。

新型コロナウィルス感染症の緊急事態宣言下にある現在、一日も早い収束を願うとともに、これからどのような状況になろうとも全ての人が持つ知恵と力と支えあいを以て乗り越えられることを心から祈念する。